

令和6年 第9回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和6年9月25日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第2会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和6年9月25日(水) 午後1時22分		
	閉 議	令和6年9月25日(水) 午後1時55分		
出欠委員の氏名  出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田 三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園 徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	川久保真由美	教育総務課係長	大串 美千子
備 考				

# 会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第8回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第6号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第35号 時津町教育委員会表彰被表彰者について

議案第36号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和6年第9回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

### 日程第1 会議録の承認について（第8回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第8回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和6年第8回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第8回の会議録を承認することに決しました。

### 日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

日程第2、教育長報告を行います。

令和6年8月22日から令和6年9月25日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 吉田教育委員

9月12日（木）に町長ミーティングが開催され、教育長が出席されていますが、どういったことで開催されるものですか。

○ 大宅教育総務課長

議題によって担当部課長が呼ばれるものです。9月12日は、教育長・教育次長・学校教育課長・教育総務課長が呼ばれ、鳴鼓小学校区の学童保育所のプレハブ建替えについて及びインフルエンザ予防接種の拡大について、教育委員会の意見を聞きたいとのことで呼ばれま

した。町長がしたい施策について、担当課の意見を聞きたいとのことでとのことで、呼ばれる事があります。

○ 吉田教育委員  
わかりました。

○ 相川教育長  
他にご質問はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

### 日程第3 報告第6号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長  
続きまして、日程第3、報告第6号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

#### 【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

### 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長  
続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第34号は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第34号について、事務局の説明を求めます。

#### 【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

#### 日程第4 議案第35号 時津町教育委員会表彰被表彰者について

##### ○ 相川教育長

続きまして、議案第35号、時津町教育委員会表彰被表彰者についての件を議題とします。議案第35号について、事務局の説明を求めます。

##### ○ 大宅教育総務課長

議案35号、時津町教育委員会表彰被表彰者についてご説明いたします。

1枚めくっていただいて、1ページの「令和6年度時津町教育委員会表彰対象者一覧」をご覧ください。

本年度は7名の方を表彰しようとするものです。

1人ずつご説明しますので、2ページの表彰調書をご覧ください。

1人目は、吉田 三知子（よしだ みちこ）さんで、教育委員を8年務められ、表彰規則第2条第1号に該当します。

2人目は、池田 稔（いけだみのる）さんで、元村一自治公民館の館長を5年以上務められ、表彰規則第2条第3号に該当します。

3人目は、稲尾 吉康（いなお よしやす）さんで、小島田自治公民館の副館長を8年、2分の1加算で4年、館長を1年7カ月、合わせて5年以上務められ、表彰規則第2条第3号に該当します。

4人目は、橋口 聡（はしぐち さとし）さんで、自治公民館主事を5年務められ、表彰

規則第2条第3号に該当します。

5人目は、上田 伸（うえだ しん）さんで、自治公民館主事を5年以上務められ、表彰規則第2条第3号に該当します。

6人目は、本川 浩一（もとかわ こういち）さんで、学校医を20年以上務められ、表彰規則第2条第5号に該当します。

最後に7人目は、三原 美保子（みはら みほこ）さんで、学校薬剤師を20年以上務められ、表彰規則第2条第5号に該当します。

資料の9ページに表彰規則を添付しておりますが、今回の表彰者は第2条の第1号の教育委員として8年以上、第3号の自治公民館長及び主事等として5年以上、第5号の学校医及び学校薬剤師として20年以上在職した方を表彰するものです。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第35号、時津町教育委員会表彰被表彰者についての件は、原案どおり可決されました。

#### 日程第4 議案第36号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

○ 相川教育長

続きまして、議案第36号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件を議題とします。

議案第36号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第36号、時津町教育委員会事務局職員の人事についてご説明いたします。

本議案につきましては、9月17日に人事異動の内示がありましたので、この議案を提出するものです。

次の資料の「教育委員会事務局職員の人事異動」をご覧ください。

10月1日付けで税務課の富永 有香主任が税務課から教育総務課に配属されます。そし

て、教育総務課の大串 美千子係長が教育総務課から会計課に異動になります。

その裏になりますが、下の表の機構改革に伴う管理職の人事異動内示では、来年の令和7年4月1日付けで、大宅教育総務課長が新設される戦略推進課長へ異動、教育総務課の白濱課長補佐が新設させる施設整備課長へ昇格するものです。

この機構改革に伴う人事異動につきましては、そのほかの令和7年4月1日付けの人事異動が発令された際に合わせて、議案として提出したいと思います。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第36号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第36号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和6年第9回時津町教育委員会会議を閉会します。